

審査の概要(東海・北陸広域圏)

中日本マルチメディア放送株式会社の合計7番組(6セグメント)のV-Low帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送(東海・北陸広域圏に限る。)の業務について、全ての申請は、

- ①放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項
- ②基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条
- ③基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2
- ④放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第10条の3及び別紙2の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。